

別添

行政処分公表書

被 処 分 者	認定証番号	埼玉県公安委員会 第 43-0476 号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	Daiko代行
	主たる営業所が 所在する市町村	加須市
処分年月日		令和4年10月17日
処分内容		営業停止処分 (営業停止期間：令和4年10月18日から 令和4年11月16日までの30日間)
処分理由		法の指示により付された違反点数の累積が、営業 停止の基準に達したため
根拠法令		・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項(営業停止) ・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 施行令第5条第1項第2号(営業の停止の基準)
処分を行った公安委員会		埼玉県公安委員会